

タイの洪水に関連する特定原産地証明書の対応について

平成 23 年 10 月 20 日

日本商工会議所国際部

今般、タイにおいて甚大な洪水被害が報じられております。被災された企業、ご関係の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

タイ向けに特定原産地証明書をもって日本産品を輸出する場合、現地状況により、荷揚げ港の変更や陸揚げにまでに日数を要するなど不測の事態が生じ、結果、特定原産地証明書の記載内容と不整合が生じることが懸念されます。

タイ向けの輸出には、船舶の運航状況などを充分にご確認の上、精度の高い輸送、通関等に係る現地情報を踏まえて発給申請されますようお願いいたします。

なお、特定原産地証明書の記載事項変更に伴う「再発給」の場合は、変更前の特定原産地証明書と同様に発給手数料が必要ですのでご注意ください。